

## 国際的視点からみた宗教文化教育

井上順孝

### はじめに

宗教文化教育は2000年代に日本で確立された広い意味での宗教教育の1つの教育法である。これは当初から国際的視点を有していたとはいえ、まずは日本における宗教教育の歴史とその特殊性を踏まえて提起されたものであった。日本の宗教教育に関する戦後の議論の展開と、そこで問題となったポイントについてはすでにいくつかの論考で指摘しているので<sup>1</sup>、ここでは要点だけを確認しておきたい。広義の宗教教育は、宗教知識教育、宗教情操教育、宗派教育を含み、狭義の宗教教育は宗派教育を意味する。公立の学校では宗教知識教育は可能だが、宗派教育はできない。宗教情操教育については意見が分かれ、実際問題としてはほとんど実施されていない。

この背景には戦前の国家神道が教育にもたらした影響、戦前の道德教育と国家主義との深い結びつきへの警戒が根強く存在したことは明らかである。そして宗教情操教育を推進しようとする人々の中に、こうした戦前のモデルに回帰しようとする動きが見られたことによって、宗教教育に関する議論は戦前の価値観と戦後の民主教育の理念の対立のような色彩を帯びた。しかし1980年代以降の日本社会を取り囲む国際的環境は大きく変わり、宗教教育を論じる視点を国際的に広げていく必要が感じられるようになった。とりわけ、グローバル化が進行する時代に、現代宗教についての教育を欠いている宗教知識教育のみでは、公立学校の宗教教育としては不十分ではないかという議論が起こってきた。

こうしたことを踏まえ、2000年代になると、公立学校でも実施が可能な宗教文化教育という新しい教育法が提案された。数年の議論を経てそれを具体化していくための方策が2011年1月の宗教文化教育推進センター（以下、CERC<sup>2</sup>）の設立と、宗教文化士制度の発足によって果たされた。宗教文化教育は初等教育、中等教育、さらに社会人教育においても必要なものであるが、宗教文化士制度は、まず実現可能性の高い大学教育レベルでの宗教文化教育の推進を目指すものである。

では、こうして日本でスタートした宗教文化教育は国際的視点から見るとどのような課題をもっているのだろうか。宗教文化士制度発足以来、実際に進められつつある宗教文化教育の現状を踏まえた上で考察する。

### 1. 宗教文化教育の教材と到達目標

宗教文化士認定試験にあたっては次の3つが到達目標となっている。これがとりもなおさず、差しあたっての日本における宗教文化教育の目標ということになる。

(1) 教えや儀礼、神話を含む宗教文化の意味について理解ができる。

(2) キリスト教、イスラーム、ヒンドゥー教、仏教、神道などの宗教伝統の基本的な事実について、一定の知識を得ることができる。

(3) 現代人が直面する諸問題における宗教の役割について、公共の場で通用する見方ができる。

この到達目標が示していることは、日本のみならず広く世界の主要な宗教についての基礎的な知識を養うと同時に、現代的な問題についての一定の視点を養うことにある。つまり宗教現象を見る広い視野を養い、基礎的素養を身につけることが求められている。情報化とグローバル化が進行する今日の状況を考慮した上でいけば実践的要請が込められていると言える。

宗教文化士として認定されるためには、まず大学（放送大学を含む）、あるいは大学院で到達目標に見合った単位を16単位取得しなければならない。どの科目が上記に相当するかをあらかじめ決めている大学もあるがそれは少数である。それ以外の大学の場合は受験者が自分の在籍している大学、あるいは卒業・修了した大学で取得した単位を自分で判断して申請し、センターが可否を決めるという仕組みである。学部、大学院に在籍者か卒業・修了後2年以内であれば受験資格がある。

中等教育の教員も、中等教育で関連する科目を担当した経験が3年以上あればその科目を示して申請することができる。社会科に関連する科目であれば問題はないが、国語、英語等でも排除されない。さらに2015年度からは新聞記者として関連する取材経験が3年以上ある人も有資格者に加えられた。この場合は取材経験の概要を示すことが求められる。ただ大学において到達目標に対応する16単位を取得することは、一般的に言って容易とは言えない。宗教系の大学では比較的容易であるが、宗教系でない私立大学や国公立の大学では、宗教や宗教文化に関する科目そのものがそれほど開講されていないからである。こうした人々に対する対応が現時点でのもっとも大きな課題となっている。

認定試験の形式を簡単に説明すると、試験は記号選択式と記述式からなる。記号選択式は50問であり、記述式は1問だが、複数の課題の中から一つを選ぶことができる。記号選択式は宗教文化に関する基礎知識ないし素養を問うものである。記述式は宗教文化教育の趣旨が捉えられているか、基本的な思考法ができていて、それを文章として述べることができるかどうかを確かめるものである。

記号選択式の内容は国内外の宗教の重要な歴史や現代における状況に関するものや、個別のテーマ、そして宗教学や宗教社会学の基本的考え方を問うものなどからなる。対象とされている宗教は、神道、日本仏教、日本キリスト教、民俗信仰、東アジアの宗教、キリスト教、イスラーム、東南アジア・南アジアの宗教、ユダヤ教などである。また個別のテーマとしては、世界遺産と宗教、映画と宗教、文学と宗教、宗教の戒律、宗教の倫理などといったものである。いずれも5つの選択肢から適切なものを2つ選ぶ形式であるから、まぐれ当たりが入り込む余地は少なく（理論的には1割）、幅広く基礎的な知識をもっていることが求められている<sup>3</sup>。

## 2. 準備段階での国際的視点

宗教文化教育が日本以外の国にも適用できる宗教教育であるということは、このタイプの宗教教育について調査研究している段階で確認されていた。そもそも宗教文化教育という発想自体が、国際比較という視点からの調査研究を経て得られたものである。

この経緯を簡単に記したい。1990年から95年まで実施された國學院大學日本文化研究所

のプロジェクト「宗教と教育に関する調査研究」で、国内の宗教教育に関する大がかりな調査研究が実施された。筆者はこのプロジェクト責任者であった<sup>4</sup>。その6年にわたる研究の成果に基づきながら、1996年から2001年まで「宗教教育の国際比較」というテーマが後継プロジェクトとして実施された。そこにおいては、マレーシア、ドイツの宗教教育についての検討もなされたが、各国の事情の大きな違いが認識され、まず類似点がいくつかある韓国との国際比較が集中的に実施された。両国の第二次大戦後の宗教教育の歴史には似た部分があり、また基盤となっている宗教文化には、大乘仏教、儒教、道教といった共通のものが見出されるからである。

韓国における宗教教育の実態調査は1990年代後半から2000年代初めまで約10回にわたって実施された。韓国の宗教系の学校のうち、カトリック系、プロテスタント系、仏教系、円仏教系の学校をそれぞれ複数校見学し、教員との面談、学生との面談も行った。韓国調査を総括する形で行われたのが、2001年2月に釜山の東西大学校において開催された国際シンポジウムである<sup>5</sup>。宗教教育に関心をもつ日韓の研究者が一堂に会したと言ってよいシンポジウムであったが、そこですでに宗教文化教育というテーマが議論されている。

質疑応答の中で、日本側からは宗教文化教育はやりやすい状況にあると思われるが、教師の側に宗教に関する基本的な知識が欠けているというのが大きなネックとなるという意見が出た。しかし韓国側からは、韓国では政府関係者と宗教学者と教団関係者の三者が三角関係のようになっており、大学の特性を生かすようにという方針を政府は示しており、そうすると宗派教育を自由にやる方向に行きやすい。また宗教学者の描く計画には教団関係者は賛意を示さない傾向があるということが述べられた。

このシンポジウムの段階では、宗教文化教育を一つの有効な方向性とみる意見と、宗教教育と宗教文化教育を分けて考えるのは少し単純化しすぎではないかという意見とが混在していた。ただ情報化社会の特性を考えた新しい教育法についての議論の必要性、異文化教育の一環として宗教教育をとらえるという方法には参加者はおおむね賛同を示していた。教える側の人材を育てることの必要性はこのシンポジウムでも強く認識されたことであった。

韓国の研究者との共同研究の成果は、2002年6月の「宗教と社会」学会のワークショップにおいても示された。このワークショップは「公教育における宗教教育」というテーマで行われ、日本人研究と韓国人研究者が見解を示したが、発表者の一人の趙誠倫は「宗教文化教育の必要性について」というテーマで発表をした<sup>6</sup>。

こうした韓国における宗教教育との比較研究を継続する一方で<sup>7</sup>、韓国以外の国における宗教教育の実情についての基本的情報を収集する作業も進行した。その一つの試みとして行われたのが、1997年9月に財団法人国際宗教研究所の主催で行われた国際シンポジウム「宗教教育のいま」であった<sup>8</sup>。このシンポジウムでは韓国の他、イギリスとマレーシアの宗教教育の現状についての報告があった<sup>9</sup>。

この国際比較への視野を広げるために教育学の分野で宗教教育に関心を示している研究者との研究交流が推進された。それは『公教育の宗教的寛容性および共通シラバスに関する国際比較研究』というテーマで科研費による研究を進めていた江原武一のグループとの研究交流である。國學院大學日本文化研究所の宗教教育プロジェクトメンバーであった市川誠の仲介でこの交流が実現し、江原のプロジェクトに属するメンバー数人を研究会に招き、それぞれの地域における調査結果を紹介してもらった。江原武一が編集した『世界の公教育と宗

教』<sup>10</sup>の内容から分かるが、江原の研究メンバーはかなり広い地域をカバーしている。同書に収録されているのは、アメリカ合衆国、イギリス、中国、フィリピン、レバノン、タイ、トルコ、インドネシア、マレーシアの事例である。江原はアメリカなどで行われている「宗教学研究」(study of religion)の意義に着目しているが、これは宗教文化教育に非常に近いものである。

こうした教育学の立場から各国の宗教教育の事例を研究しているグループとの研究交流においても、宗教文化教育の有効性について支持を受けた。そして教育学の立場からの複数のメンバーが、CERCの設立に際して連携委員として加わることとなった。

また宗教教育を各国の教科書の比較によって研究する例が2000年代に出てきた。それは大正大学を中心とする研究グループで、英国、米国、フランス、ドイツ、トルコ、インド、タイ、インドネシア、フィリピン、韓国など10カ国の宗教教科書に着眼し、ごく一部ではあるが教科書の翻訳と解説が試みられている。翻訳されたものはDVDとして公刊されている<sup>11</sup>。

宗教文化教育を実質化するために実施した大正大学・星野英紀教授を代表者とする科研費「大学における宗教文化教育の実質化を図るシステム構築」の研究においても、国外の状況を調べ、国外の研究者と意見交換を図るための国際シンポジウムの開催等がなされた。その一部を紹介する。

2009年8月10日(月)、国立民族学博物館において国際シンポジウム「大学における宗教文化教育」(Education on Religious Cultures in University Curricula)が開催された。研究分担者の中牧弘允が中心となって企画したものである。報告者は下記の12名であるが、イギリス、ブラジル、カナダ、韓国、マレーシア、オーストラリアの事例が報告された。

Peter Clarke (オックスフォード大学)、Louella Matsunaga (SOAS)、田中雅一 (京都大学)、Ronan Pereira (ブラジリア大学)、Sarfaro Niyozov (トロント大学)、稲場圭信 (神戸大学)、徐正敏 (延世大学)、岩井洋 (帝塚山大学)、Shamsul Amri Baharuddin (マレーシア国立大学)、Benjamin Penny (オーストラリア国立大学)、Wendy Smith (モナシュ大学)、中牧弘允 (国立民族学博物館)。

宗教文化教育を含めて、各国の宗教教育の現状について、とりわけ大学教育に焦点を当てて議論がなされた。いずれも多文化状況が進行している中での問題提起であったと言える。まずピーター・クラークがイギリスの事例について述べた。イギリスでは宗教が多方向的にグローバル化しており、40年前の宗教教育モデルに代わる新しいパラダイムが必要となっていることを指摘した。また自己の伝統を理解するためにも他者の宗教理解は欠かせないという点をとりわけ強調した。ルエラ・マツナガもイギリスにおける事例について述べたが、とくに宗教人類学の教育について紹介し、それが抱える現状の問題点に焦点を当てた。

南米の例はあまり得る機会が少ないので、ローナン・ペレイラのブラジルについての報告は貴重であった。ブラジルでは宗教教育が国民の権利となっていて、そのための教師を公的に雇用しなければならないという制度があるということであった。サルファロズ・ニョゾフは多民族国家となっているカナダの事例に触れた。とくにトロントの学校でのムスリムの生徒に対する教育を取り上げ、教師の側の観点到に注意を喚起した。グローバル化や多文化に直面するイスラームやムスリムに対して、西洋中心の教育は大きな問題を抱えるようになっていくことがいくつか具体的に指摘された。

徐正敏は韓国の事例に触れた。韓国の宗教教育については、かなり研究も蓄積し始めているが、徐は、韓国のキリスト教系の大学における信仰の問題を取り上げて論じた。韓国はキリスト教人口が3割近くを占めるので、日本に比べてキリスト教信者の意向は大きな影響を持つことを述べた。シャムスルはマレーシアの事例を取り上げた。マレーシアの宗教教育においてはイスラーム教育が初等・中等教育では義務となっている。しかし非ムスリムにたいしては「道徳教育」がなされている。この意味について報告した。ベンジャミン・ペニーはやはり多民族国家として有名なオーストラリアの事例について触れた。「リラックスした世俗主義」と形容するオーストラリアにおける初等から大学にいたる学校で宗教がいかにかえられているかを概観した。ウェンディ・スミスは、同じくオーストラリアの事例として、ジェンダーや企業とかかわる宗教の問題を自分の講義を例に引きながら紹介した。

ブラジル、マレーシアなどのように、宗教文化教育を直ちに導入するのは困難に思われる地域もあったが、イギリスやカナダ、あるいはオーストラリアのように、日本の状況と根本的に違うわけではなく、宗教文化教育の議論が比較的受け入れられやすいと感じる地域もある。筆者はコメンテータとして、日本の宗教文化教育の試みを紹介したが、参加者の関心は高かったと感じている。

星野英紀を代表とする科研のプロジェクトでは、第6グループが3年にわたる国外調査によって、各国の宗教教育の現状を調べていた。この国際シンポジウムのときは、4人がそれぞれ次のようなテーマで報告をしている。稲場圭信「カナダ、トロントにおける宗教、多文化主義、教育」、田中雅一「英国における宗教研究と教育—2008年の調査から—」、中牧弘允「オーストラリアにおける宗教文化教育」、岩井洋「香港における宗教教育の現状—香港調査報告—」<sup>12</sup>。この国際シンポジウムの際の議論も日本での宗教文化教育のシステム構築にあたって参照された。

他方、IAHR（国際宗教学宗教史学会議）、SISR（国際宗教社会学会）のような国際会議における近年の発表においても、宗教教育は多くの国の研究者によってテーマとされていることが分かる。そのうち宗教文化教育に近い形の関心が東欧諸国にもみられることを2007年にドイツのライプチヒ大学で開催されたSISR会議で確認できる機会を得た。筆者は東欧諸国の研究者が集まって行った宗教教育についてのセッションに参加し、発表に対するコメントをし、日本には宗教文化教育という試みがなされていることについても触れた。セッションの後、東欧からの参加者から日本の宗教文化教育には強い関心を抱かれたので、その参加者からの依頼があって、*Politics and Religion* という雑誌に寄稿することとなった<sup>13</sup>。

以上のように、すでに宗教文化教育のシステム構築を図る過程において、国際的な視点から実態調査と比較研究が重ねられており、宗教文化教育は一定の汎用性をもつ宗教教育であるという見通しが得られていた。そこで実際に具体的に日本における宗教文化教育のシステムが構築されてからの現状を踏まえ、これを国際的視点から捉え直した場合の問題点について以下で議論していく。

### 3. 国際的視点からする宗教文化士制度の問題点

2011年に発足したCERCのシステムと宗教文化士の制度は、当然のことながら日本におけるこれまでの宗教教育の歴史と宗教教育を包む社会的環境に即応して構築されたものであった。宗教文化士の主たる対象者の設定、認定試験のプロセスと内容の決定、そして教材

等の作成なども、日本の現在の社会状況と教育環境を考慮してなされたものである。

日本社会に基盤をもち、具体的に構築されたこのシステムが、国際的な観点から見たとき、どのような問題点を有しているかを考えていくことは、今後の宗教文化教育の道筋を考えていく上で欠かせない。なぜなら宗教文化教育は、グローバル化が進行する世界において求められるような宗教教育という発想でスタートしているのだから、たとえ日本社会を基盤として構築されたシステムであっても、国際的視点からの再評価を求めるのは当然の帰結だからである。以下では現行のシステムを踏まえて、政治的環境、宗教的環境、認定試験の内容、教材の内容と提供方法という4つの側面から考察する。

## (1) 政治的環境

日本では第二次大戦後、政教分離と信教自由の原則が憲法で保障され、少なくとも形式上はそれを重んじるという政策がとられてきている。特定の宗教を重視する姿勢をとることのない宗教文化教育を推進していくことがきわめて容易な政治的環境にある。だがこのような政治的環境にある国はむしろ少数派と言っている。まずイスラーム圏は基本的にそうした環境に置かれていない。イスラームでは政教一致が好ましいと考えられているから、イスラームを基本にしない宗教教育はあり得ないことになる。小学校のときからコーランについて教え、礼拝の仕方を教えるのは当然である。またヨーロッパや南北アメリカのキリスト教が主たる宗教となっている国々でも、宗教についての教育がなされる場合は、キリスト教について教えることを基本に据えるのは、自然な流れである。形式上政教分離となっても、実際に宗教教育のシステムを考える上では、キリスト教関係者の意向が無視できない場合が出てくる。

宗教文化教育、また宗教学習のようなものを推進するとき、しばしばこれに警戒を示すのがキリスト教、とくにローマカトリック教会であるというのは、いくつかの国の宗教教育に関する調査で確認されている<sup>14</sup>。そうした勢力を政治家たちが無視できない場合は、厳密な政教分離が教育問題に適用できなくなる可能性が強い。その意味では、やや皮肉な結果かもしれないが、中国のように共産党一党独裁の国での宗教教育が、宗教の扱いが公平になる結果を生んでいる<sup>15</sup>。

とはいえ宗教文化教育はグローバルな視点から提起されたものであるから、こうした政治的環境によってそれぞれにバイアスが生じることは当然のこととして受け止めなければならない。宗教教育に関わる政治的環境は、細かくみていけば同じイスラーム圏、あるいはキリスト教圏の中でも国によってかなり異なる。ヨーロッパでも米国、英国、フランス、ドイツを比べただけでも、相互にかなり異なった政教関係になっていることが分かる<sup>16</sup>。フランスはライシテ（政教分離、世俗主義などと訳される）が基本である<sup>17</sup>。英国は英国国教会を文字通り国教とするけれども、宗教教育にはアジア移民の宗教などを含め広く学ぶ方向である<sup>18</sup>。ドイツは教会税を国家が徴収し、これをカトリック、プロテスタント、ユダヤ教に案分している。米国は聖書を重んじ、キリスト教を根本に据えるものの、政府としてはある特定のキリスト教の教派を特別扱いするという事はしていない。というより、それは明確に禁じられている<sup>19</sup>。

東欧や南欧はまた別の政治的環境にある。宗教教育をめぐる政治的環境の国ごとの大きな違いを前提としながら、当面はどのような環境にある国であれば宗教文化教育の導入に関し

て議論が可能か、実現の可能性があるかというリサーチをしていくことが必要になってくる。そのためには実際に日本で開始された宗教文化教育を推進するシステムについての説明材料を整え、国外に紹介できるようにすることが第一のステップとなる。

## (2) 宗教的環境

宗教教育をめぐる政治的環境は、それぞれの国の宗教的環境と深く結びついている。宗教的環境は政治的環境よりはややマクロな視点から捉えていかななくてはならない。変動のタイムスパンが宗教は政治よりも長いし、明確な教化のシステムが確立している宗教の場合、その影響は国境を超えて近隣に広がっているのが通例だからである。

日本の宗教的環境の特徴を最初に確認しておこう。世界的に広がった三つの宗教、すなわち仏教、キリスト教、イスラームの広がりからすると、いずれも周辺にあたる。キリスト教徒やムスリムは人口の一部を占めるに過ぎない。グローバルに見れば、世界の人口の5分の1、あるいは4分の1近くを占めるとさえ言われるムスリムが、日本では人口の0.1%以下である。

もっとも関わりが深い仏教でも、原始仏教以来の戒律を重視する南方の上座仏教とは異なる流れにあり、中国文化による影響を大きく受けて展開した大乘仏教が広まっている。さらに妻帯する僧侶が一般化していることに端的に示されるように、東アジアの大乘仏教の中でさえ、特徴的な仏教の形態となっている。日本仏教は神道と習合が進み、相互依存的な側面が少なくない。神仏習合は現在でも広く文化の中に行き渡っている。神仏習合は修験道という独自の形態も生んでいる。

日本における宗教文化教育が、日本の宗教史や現代宗教についての基本的知識や素養を求めるときには、この日本社会の状況を大前提としたものにならざるを得ない。つまり神道や仏教が日本の宗教文化の歴史的展開にもっとも深くかかわってきたこと、キリスト教は信者数は少ないが文化や教育面で近代以降大きな影響を与えてきたこと、また近代には数多くの新宗教が形成されたことなどを共通の理解にしていく。

自国の宗教文化についての教育というものは、それぞれの国なり宗教文化圏の歴史と現状に即して行うことになるから、日本における教育内容とは大きく異なってくる。だからといって、それはそれぞれの国の宗教的環境に合わせて宗教文化教育を行えばいいということにとどめるのは、宗教文化教育の本来の意義から外れてくる。自分たちの宗教文化を外から眺める目を養うことも、他の国の文化を理解する上では欠かせない。この観点からすると、宗教文化士認定試験において、日本宗教のどのような側面が重視されているかを、情報として国外にも発信していくことは大きな意味がある。

宗教文化教育に関するこれまでの議論においても、国外の宗教文化についての教育よりも、自国の宗教文化についての教育の方が難しいということが再三指摘されてきた。意識されにくいバイアスが作用するからである。どうしても伝統的に形成されたそれぞれの宗教についての価値観が当然とされる傾向が生じる。他方で自国で宗教的マイノリティになる人たちの立場はあまり考慮されない場合が少なくない。こうしたことが教える側にも無意識のうちに作動するバイアスであるという点がとくに厄介である。偏見なく多様な宗教文化を理解しようと努める試みのうち、自国の宗教文化で、しかも同時代的に存在する宗教を対象とした場合がもっともバイアスを受けやすいということは強く意識化されることが必要である。

その意味で、日本の宗教文化について日本人研究者がどのような視点から教育しようとしているのかということを知りたいという国外の研究者に参照してもらうことは、日本における宗教文化教育のバイアスを意識化していくために必要な作業と考えられる。

### (3) 認定試験の内容

先に述べたとおり、宗教文化士の認定試験は記号選択式と記述式の二種類である。記述式は個々の宗教史についてのあまり細かな質問はされない。現代に生きる人間にとっての宗教文化の理解のための基本的な発想法を得ているかどうか問われる。これに対し記号選択式は日本や世界の宗教文化について幅広い分野の問題が出されている。日本における宗教教育の政治的環境と宗教的環境を具体的に見ていく上では、この二種類の問題がどのような内容であるかを国外でもある程度理解可能な形で公開していくことが、日本における宗教的環境を再確認し、国際的視点からする場合のバイアスを認識していくための足場となる。

記号選択式は、日本の宗教史と現代の宗教文化、世界の主要な宗教の歴史とそれに関係した宗教文化、宗教文化に関わるいくつかのテーマ、そして宗教学・宗教社会学等のごく基本についての質問からなっている<sup>20</sup>。日本の宗教史と現代の宗教文化については、神道、日本仏教、日本キリスト教、新宗教、民俗宗教に関わる問題が出されているが、これに際しては歴史的な展開よりも現代における姿を理解するという視点に立っている。質問数の割合において、神道と日本仏教にもっとも大きな比重を与えているのは、宗教人口に占める比率というよりは、実際の生活文化への影響を考えてのことである。

世界の主要な宗教に関する問題では、日本にとっての影響の大きさが重視されている。ただし歴史的にはきわめて大きな影響を受けてきた仏教やキリスト教を重視するのは当然として、イスラームに関する問題も仏教やキリスト教と同じ程度の割合にしている。これは宗教文化教育が今日の宗教状況を理解するというところに力点を置いたゆえのことである。

テーマ別の問題としては、宗教と世界遺産との関わり、宗教の聖地、宗教の戒律、宗教と倫理道徳、映画にあらわれた宗教文化などがある。また宗教学、宗教社会学の基本的なことがらに関しては、現代世界の宗教文化を理解するための基本的用語、同じく重要な研究者と彼らが提起した今日でも重要な概念についての質問がある。これらも現代日本が置かれた宗教文化面での状況を勘案している。例えば次のような状況がある。日本の宗教には戒律があまりないので、戒律を守って生きている人々への配慮が欠けがちである。さまざまな世界の宗教の情報がはいっているが、多民族国家とは言えないので、世界の宗教の実際の儀礼や実践を日常的に観察する機会は豊富とは言えない。外国人観光客の数は増加の一途で宗教施設が観光資源としてみなされるが多くなっている。

記述式問題は、日本人に求められる視点を重視している。宗教文化士となった人たちにこの資格を活かして欲しいような職業や社会環境を想定しての質問となっている。現代の日本において宗教文化教育がとりわけ必要と考えられるのは、公務員、教員、食品関連の職や旅行・観光関連の職に就いている人、あるいは海外勤務をする人などである。意外かもしれないが、コンピュータゲームのソフト制作といった職業にも必要である。個別の状況への対応を例にしながら、異なる宗教的価値観が共生していかざるを得ない今後の世界における、そのための発想法を得ているかどうか問われる。

こうした内容で出題することが国際的観点からどのように評価されるかを知る有効な方法

の一つは、出題内容を英訳し、これをオンライン上で公開したり、国際会議の折に紹介したりして、国外の研究者の意見を求めることである。なお英訳の試みはすでに2015年度に開始されており、第8回までに出题された記号選択式問題400問のうち、200問を選んで英訳し、記述式は8回分をすべて英訳することになっている。

#### (4) 教材の内容と利用法

宗教文化教育は宗教文化士制度だけでなく、もっと幅広い視点から展開していくべきものである。そのためにCERCではさまざまな教材を作成し、その一部はオンラインで一般に公開している。関心を持った人が個人的に学習しようとした際の助けになるようにとの考えからである。現時点でインターネットを通して一般に公開されている主な情報は、宗教文化教育の基本的発想法と各宗教文化の概要を学ぶために適切と考えられる書籍のリスト、宗教文化と関わり深い世界遺産および映画についてのデータベース、宗教文化を学ぶに適した博物館・美術館のデータベースである。とくに世界遺産と宗教文化の関わりについては、グーグルマップを利用し、各世界遺産の緯度・経度情報を入力した正確なものをオンラインで提供し、スマートフォン・アプリからも利用できるようになっている<sup>21</sup>。こうした教材の一部は、日本文化研究所のプロジェクトや筆者を研究代表者とする科研費「宗教文化教育の教材に関する総合研究」においても作成されてきた<sup>22</sup>。

どのような種類の教材が宗教文化教育には必要であるか、またそれはどのように用いるのがいいかの議論のために、これまでも日本文化研究所が主催する形での国際研究フォーラムが何回か重ねられてきた。CERCが発足する以前からその試みは行われているが、2009年9月には映画と宗教文化がテーマに取り上げられた<sup>23</sup>。映画は今日では大半がDVD化されているし、オンデマンドで観られたりするものもあるから、教材として用いやすくなっている。教室でも紹介できるし、自習も可能である。ただし2009年の国際研究フォーラムの際も指摘されたことであるが、映画に描かれた宗教あるいは宗教文化は、大きなバイアスがかかっていることが少なくない。それはキリスト教圏で製作された映画にイスラームの描写がなされる場合などに起こりやすい。またもともと込められた宗教的メッセージが、その宗教についての基本的知識が乏しい国ではあまり分からないということもある。ただし宗教文化教育の観点からは、製作者たちのバイアスや誤解に気づくこともまた重要である。それゆえ宗教文化教育をめぐる国際会議や研究会の折に、宗教文化教育としての映画というテーマは、今後も取り上げていくべきものの一つである。

CERC設立後の2012年度の国際研究フォーラムでは、9月に「宗教文化教育の射程—文学と美術をめぐって—」をテーマに開催され、文学や美術といったものを宗教文化教育の教材として考えていくときの対象や方法などが取り上げられた<sup>24</sup>。美術のうち絵画は宗教文化教育の教材としてはきわめてすぐれている。国際的視点からは、一つの絵画がどのように異なる解釈を生んできたか、また本来のメッセージが気付かれなかった絵画とその理由などはきわめて興味深い。これも国際会議等を利用して意見の交換を重ねていくべきテーマである。

2014年度の国際研究フォーラムは2014年9月に「ミュージアムで学ぶ宗教文化—デジタル時代のチャレンジ—」というテーマで開かれた<sup>25</sup>。日本には、博物館類似施設も含めると公私あわせて5,000以上の博物館がある。その多くが歴史に関わる展示を中心とするものとなっており、宗教文化に関わる展示も少なくない。ミュージアムを宗教文化の学びの場とし

てとらえて、実際にミュージアムを授業に活用している事例や、展示作品を授業で取り上げている例、また海外で日本文化を学ぶときに、ミュージアムやその展示品がどう活用されているかについて議論された。

ここでは国外の例が紹介され、ロンドン大学のアラン・カミングス (Alan Cummings) は大英博物館を宗教文化教育にどう利用するかを話した。またアマーフト大学のサミュエル・C・モース (Samuel C. Morse) は、ボストン美術館における展示をどう異文化理解に取り入れていくかについて触れた。こうした議論は教材を教育の現場でどのように利用していくかという教育法の問題と直結している。今日では多くの教材はインターネットを通じて国外からもアクセスできるようになってきた。どのように用いるかを国際的に議論することは重要であり、これまでの国際研究フォーラムから、日本において注目されている世界遺産、映画、絵画、博物館・美術館の展示物といったものを宗教文化教育の教材として用いることは、国際的な視点からしても汎用性が高いと言える。

CERCでは、さらに宗教文化士に対するアフターケアとなるような教材を用意している。それは宗教情報リサーチセンター<sup>26</sup>が発行している季刊の『ラク便り』の記事の利用である。『ラク便り』は新聞や雑誌の宗教関連の記事から重要なものを抜き出して短く紹介している。専門紙、国内ニュース、国外ニュースという3つのカテゴリーに分けて、専門紙には「神社新報」「仏教タイムス」「キリスト新聞」「クリスチャン新聞」「カトリック新聞」「新宗教新聞」「中外日報」が含まれる。中外日報以外は、各宗教分野別である。全国紙や雑誌からも記事を拾っている。

これらの中から宗教文化に関する記事を選択し、さらに解説を付与して宗教文化士にメルマガとして配布している。『ラク便り』の刊行のスケジュールに対応させ3か月に1度の頻度である。CERCの運営委員、連携委員にも配布している。これによって最近起こった宗教文化関連の出来事に注意を喚起するという機能を与えている。同時代的に生じている出来事をニュースから拾うというやり方は他の地域においても有効と考えるが、果たして同様のやり方が可能な国があるかどうか、今後の国際会議等の折、確かめていきたい。

最後に、国際的に教材を共同利用するシステムの構築が必要になってきていることを指摘したい。2015年8月にドイツのエアフルトで開催された第21回IAHR会議の基調講演で、カナダの宗教社会学者ピーター・バイヤ (Peter Beyer) が、世界の「宗教分布をマッピングする作業が複雑になっていることについて紹介したのち、従来の宗教別の地図ではなく、どのような宗教が多元化しているかを示す地図も興味深いということに言及した<sup>27</sup>。宗教分布だけでなく、現代の宗教文化はきわめて多様になり、かつ流動的になっている。国内の宗教文化についてさえ、教員が単独で適切な見取り図を描くことが困難になっている。世界の宗教文化となればその困難さは一層強まる。宗教文化教育の教材の利用法においては国際的な研究ネットワークを充実させることは急務であると言っていい。

## むすび

これまで日本で進められてきた宗教文化教育は、ここで紹介した日本文化研究所主催の国際研究フォーラム、あるいはIAHRやSISRなどの国際会議の折に部分的に紹介され、少しずつ関心を抱く外国人研究者が出てきている。宗教文化士認定試験の内容を英訳しそれを公開していくことは、日本の宗教文化教育が具体的にどのように進められているかを理解して

もらう上で有効な一つの手段と考える。それとともに、これまで形成された研究ネットワークを、より恒常的なシステムへと展開させていく必要がある。そのもっとも有効な手단은教材の共同開発や共同利用である。

国際的な研究ネットワークと言えるものは、部分的にはすでに形成されている。2002～2006年の5年間にわたり國學院大學21世紀COEプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」が実施されたが、その第三グループが中心になり、オンラインの英文神道事典(Encyclopedia of Shinto)が作成された。かなりの大部となる事典の翻訳と編集作業の過程には、多くの外国人研究者が加わっており、国際的協力の基盤が築かれたと言える<sup>28</sup>。

宗教文化教育の立場からは、現代世界の宗教文化の理解は多角的な視点からなされるのが好ましい。それぞれの研究者が属する国あるいは宗教文化によって生じやすいバイアスを意識化していく作業が、より国際的な観点からの宗教文化教育には求められることになる。言語の問題はとりわけ厄介であるが、教材の相互検討という意味では英語を中心としていくのが現実的である。その意味でも英語版の神道事典がオンラインですすでに公開されており、宗教文化士の認定試験が2015年度に英訳されることは一つの大きな足場になると考える。

## 注

- 1 拙論「グローバル化・情報化時代における宗教教育の新しい認知フレーム」『宗教研究』369(85-2)、2011年、同「教育における宗教情報リテラシー—「宗教文化士」制度発足の背景—」『宗務時報』113、2012年、参照。
- 2 CERCはCenter for Education in Religious Cultureの頭文字である。
- 3 具体的な問題内容については、下記の宗教文化教育推進センターのサイト(<http://www.cerc.jp/>)に過去問がすべてPDFファイル形式でアップロードされているので、それを参照。
- 4 その成果は、國學院大學日本文化研究所編『宗教教育資料集』(すずき出版、1993年)と同編『宗教と教育』(弘文堂、1997年)として公表されている。
- 5 このシンポジウムの参加者と発表題目は次のとおりである。基調発表者は井上順孝(国学院大学)「日本における宗教教育の歴史と現状」、金鍾瑞(ソウル大学)「韓国における宗教教育の歴史と現状」。個別発表者とテーマは、(日本側)磯岡哲也(淑徳大学)・佐々木裕子(白百合女子大学)「キリスト教系学校の概要」、市川誠(立教大学)・永井美紀子(国学院大学)「学生に対する宗教意識結果の分析」、岩井洋(関西国際大学)・田島忠篤(天使大学)、「日本の宗教系学校における宗教教育の現状」(韓国側)康熙天(延世大学)「韓国キリスト教学校の教育の現況と課題」、金貴聲(円光大学)「円仏教の宗教教育の課題と展望」、申光徹(韓神大学)「韓国における高等学校<宗教>科目の教科課程の現況と展望」。コメンテータは(日本側)川瀬貴也(東京大学)、黒崎浩行(国学院大学)、(韓国側)孫于正(釜山女子大学)、朴承吉(大邱カトリック大学)。司会は金大植(東西大学)、趙誠倫(済州大学)、李元範(東西大学)。
- 6 このワークショップでは筆者が趣旨説明したのち、次の報告があった。村上興匡「公立学校における宗教問題」、津城寛文「宗教教育の公共性について」、李元範「韓国における宗教教育—国と教団とのせめぎあいを中心に—」、趙誠倫「宗教文化教育の必要性について」。その概要は、『宗教と社会第10号別冊 2002年度ワークショップ記録』(「宗教と社会」学会、2003年)を参照。
- 7 韓国との比較研究は以下の科研費によって、いずれも筆者を研究代表者として継続的に実施され、それぞれ報告書を刊行している。2000～2001年度基盤研究(C)1「宗教教育の日韓比較」、2002～2003年度基盤研究(C)1「高等教育における宗教の扱いに関する日韓比較」、2007～2008年度基盤研究(C)

- 1 「宗教教育における情報リテラシーの日韓比較」。また日本と韓国の学生に対する宗教意識調査を実施し、次の報告書をいずれも國學院大學日本文化研究所から刊行している。『日韓学生宗教意識調査報告』1999年、『日韓学生宗教意識調査報告』2000年、『第3回日韓学生宗教意識調査報告』2005年、『第4回日韓学生宗教意識調査報告』2008年。
- 8 このシンポジウムの内容は国際宗教研究所編『教育の中の宗教』（新書館、1998年）に収録されている。
- 9 それぞれ次のような発表であった。ジェイムズ・ベックフォード（James Beckford）「政策としての宗教教育—英国の現状から—」、タージュル・アリッフィン・ノルディン（Tajul Ariffin Noordin）、ノルアイニ・ダン（Nor' Aini Dan）「マレーシアのイスラム教育と「十六の徳」」、康熙天「韓国のキリスト教と宗教教育」、金貴聲「仏教系・圓仏教系学校の宗教教育が抱える問題」。
- 10 東信堂 2003年刊。なおこの書については筆者による書評が『宗教研究』342（日本宗教学会、2004年）に掲載されている。
- 11 「世界の宗教教科書」大正大学出版会、2007年。この研究をリードした藤原聖子は、この研究に基づきながら、次の書籍を公刊している。藤原聖子『教科書の中の宗教—この奇妙な実態—』（岩波書店、2011年）同『世界の教科書でよむ〈宗教〉』（筑摩書房、2011年）。
- 12 具体的内容については『平成20年度～平成22年度 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）大学における宗教文化教育の実質化を図るシステム構築 研究代表者 星野英紀（大正大学）第6グループ報告書』（国立民族学博物館、2011年）を参照。
- 13 INOUE Nobutaka, “The possibility of education about religious culture in public schools,” *Politics and Religion* 2, Belgrade, 2007 を参照。
- 14 たとえばフィリピンの事例については市川誠『フィリピンの公教育と宗教—成立と展開過程—』（東信堂、1999年）が、実態調査に基づいて論じている。
- 15 中国ではカトリック、プロテスタント、仏教、イスラーム、道教の5つの宗教が公認されており、これらについての知識教育が学校において行われている。
- 16 これについては江原前掲書の他、宗務課の海外の宗教事情を調査した報告書が参考になる。報告書は下記のホームページからダウンロードできる。  
[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/shumu\\_kagai/index.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/shumu_kagai/index.html)
- 17 ライシテについては、伊達聖伸による次の優れた研究がある。伊達聖伸『ライシテ、道徳、宗教学—もうひとつの19世紀フランス宗教史—』（勁草書房、2010年）、参照。
- 18 英国の宗教教育については柴沼晶子『現代英国の宗教教育と人格教育（PSE）』（東信堂、2001年）を参照。
- 19 合衆国憲法の修正第一条にそれは明確に定めてある。Prohibits the making of any law respecting an establishment of religion, impeding the free exercise of religion, abridging the freedom of speech, infringing on the freedom of the press, interfering with the right to peaceably assemble or prohibiting the petitioning for a governmental redress of grievances.（合衆国議会は、国教を制定する法律もしくは自由な宗教活動を禁止する法律、または言論・出版の自由もしくは人民が平穏に集会して不満の解消を求めて政府に請願する権利を奪う法律を制定してはならない）。
- 20 第4回までの認定試験の内容を分析したものとして、塚田穂高「宗教文化教育の到達目標に関する一考察—第1～4回宗教文化士試験問題の分析から—」（『國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所年報』第6号、2013年）がある。
- 21 ロケスマというアプリの中に含まれている。
- 22 井上順孝編集責任『宗教文化教育の教材開発』（國學院大學神道文化学部、2015年）を参照。これは科学研究費補助金 基盤研究（B）「宗教文化教育の教材に関する総合研究」（研究代表者 國學院大學教授・井上順孝）による研究成果の一部である。本書にはDVDが付属しており、データベースとしても活用できるようになっている。

- 23 ここで議論された内容については『映画の中の宗教文化』（國學院大學、2010年）を参照。フォーラムの発題者は近藤光博（日本女子大学）、中町信孝（甲南大学）、Jean-Michel Butel（仏・INALCO）、Jolyon Thomas（米・プリンストン大学）、Gregory Watkins（米・スタンフォード大学）。レスポネントは白杵陽（日本女子大学）、櫻井義秀（北海道大学）、富澤かな（東京大学）、西村明（鹿児島大学）、山中弘（筑波大学）。司会は筆者。
- 24 フォーラムの発題者はRoberta Strippoli（Binghamton University SUNY, USA）、有田英也（成城大学）、小池寿子（國學院大學）、Mark MacWilliams（St. Lawrence University, USA）。コメンテーターは加瀬直弥（國學院大學）、伊達聖伸（上智大学）、平藤喜久子（國學院大學）、小原克博（同志社大学）。司会は筆者。
- 25 開催日時は2014年9月27日（土）13時～17時40分で、場所は國學院大學渋谷キャンパス AMC1 階 常磐松ホール。パネリストは高橋徹（株式会社ATR Creative）、上西亘（國學院大學）、Alan Cummings（University of London, UK）、Samuel C. Morse（Amherst College, USA）。コメンテーターは牧野元紀（公益財団法人東洋文庫）で、司会は筆者が務めた。
- 26 1998年に公益財団法人・国際宗教研究所により設置された。宗教情報を収集し、分析・公開するなどの活動を行っている。ウェブサイトのURLは下記のとおり。  
<http://www.rirc.or.jp/>
- 27 Peter Beyerの基調講演のタイトルはForms of Religious Communities in Global Society: Tradition, Invention, and Transformationであった。
- 28 EOSは國學院大學日本文化研究所編『神道事典』（弘文堂、1999年）の本文を英訳したものである。この英訳には国外の多くの神道研究者、日本宗教研究者に加わってもらった。（具体的な協力者名は<http://k-amc.kokugakuin.ac.jp/DM/html/eos/contributors.html>を参照のこと）。また2015年には『神道事典』の第4章と8章を韓国語訳し、冊子及びオンラインで公刊した。オンライン版のURLは[http://k-amc.kokugakuin.ac.jp/DM/dbTop.do;jsessionid=04E8311F76250CE9437EEB1679285FAA?class\\_name=col\\_esk](http://k-amc.kokugakuin.ac.jp/DM/dbTop.do;jsessionid=04E8311F76250CE9437EEB1679285FAA?class_name=col_esk)。

※本論文は國學院大學特別推進研究助成金「国際的視点からの宗教文化教育教材の総合的研究」（代表者・井上順孝）による研究成果の一部である。

國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報 第8号

---

平成27年9月30日 発行

発行者 井上順孝

編集担当 松本久史

塚田穂高

印刷所 株式会社 丸井工文社

発行所 國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所

東京都渋谷区東4丁目10番28号

郵便番号 150-8440

電話 03-5466-0162

FAX 03-5466-9237